

2018年10月9日

日本捕鯨協会

ワシントン条約常設委員会による調査捕獲したイワシクジラの海からの持ち込みに関する勧告について

わが国が北西太平洋で調査目的に捕獲したイワシクジラの海からの持ち込みについて、先般ワシントン条約常設委員会で審議された結果、持ち込まれた鯨肉が国内で販売されていることを理由に「商業目的」と判断されたことはとても残念です。

さらに、マスメディアの言葉足らずの報道により、消費者や鯨肉の販売業者に対し、イワシクジラは「違法鯨肉」だという誤った認識が広がっていることは極めて遺憾です。

そもそもイワシクジラの資源量は健全で、絶滅の危機に瀕しているわけではありません。それでも絶滅危惧種の付属書Ⅰ類に掲載されているのは、国際捕鯨委員会（IWC）で商業捕鯨モラトリアムが施行され、イワシクジラを含む大型鯨の捕獲枠が資源状態にかかわらずゼロに設定されているからです。

わが国は大型鯨が付属書Ⅰ類に掲載されるに当たり、ミンククジラ等の主要な鯨種については自国に拘束力が生じない「留保」の手続きを行っていますが、北西太平洋のイワシクジラについては「留保」を行っておりませんでした。当時は当該海域でのイワシクジラの捕鯨を想定していなかったのかもしれませんが。そのため北西太平洋鯨類科学調査の対象となっているイワシクジラの海からの持ち込みが審議に付されることになったわけです。

わが国は国際捕鯨取締条約の規定に従って捕獲を伴う鯨類科学調査を実施しています。また、捕獲した鯨体を可能な限り有効利用するよう定める条約規定に従ってイワシクジラの副産物（鯨肉）を持ち帰り、国内で販売しています。販売による取得金は、翌年以降の調査経費に充当されており、決して商業目的ではありません。しかしながら残念なことにワシントン条約常設委員会ではこうしたわが国の主張が受け入れられませんでした。

今回の常設委員会で下った結論は、現状でのイワシクジラの海からの持ち込みは条約違反と見なされることから、わが国に対し来年2月までに改善計画の提出を求め、5月の次回常設委員会でこれを審議するという内容です。したがって改善計画の内容如何ではイワシクジラの海からの持ち込みが正当化される可能性が残されています。また、水産庁からも[リリース](#)されているように、既に海から持ち込まれ、国内に存在している調査副産物については、今回の勧告でその流通・販売を妨げられるものではありません。

以上から現在国内で販売されているイワシクジラ製品は、国際条約を順守した上で流通しているもので、安心してお取り扱い、ご購入いただけるものであることをご理解ください。